

身体拘束等適正化のための指針

身体拘束等適正化のための指針

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻みます。

当法人の以下の事業所（児童発達支援事業所 子どもの家エラン・放課後等デイサービス カリタス翼）では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束を行わずに支援を実施することに努めます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当します。これらはあくまで例であり、「利用者の生活の自由を制限し、利用者の尊厳ある生活を阻む行為」という観点から身体拘束であるかどうかを判断します。

（身体拘束の具体例）

- ・ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ・ 自分の意思で出ることのできない居室等に入れる。
- ・ 本人の意思を無視して抱き上げる。無理に手を引いて移動させる。
- ・ 本人の拒否する活動を強要する。

重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者又は他のサービス対象者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

（やむを得ない場合の例）

- ・ 車道等に急に飛び出そうとした時。
- ・ ご自身を傷つけようとした（自傷）時。
- ・ 物の破壊あるいは他者を傷つけるようとする行為（他害）。
- ・ 気持ちが高揚した時、混乱した（パニック）時。

根拠となる法令

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（第二章 第四節 第四十四条（身体拘束等の禁止））によると、「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供にあたっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない」とされています。

この「やむを得ない場合」とは、以下の3つの要素の全てを満たす状態であり、その場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性：生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
2. 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
3. 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要です。

身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

全ての職員に対して身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、以下の通り職員教育を行います。

- ・ 定期的な教育・研修(年1回)の実施
- ・ 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ・ その他必要な教育・研修の実施(区が実施する研修会等への参加、報告など)

身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

緊急やむを得ず身体拘束を実施する場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を満たした上で、以下の手続きをとります。

1. カンファレンスの実施

身体拘束を実施する場合は、管理者、児発管、職員等が出席した個別支援会議（ケースカンファレンス）において組織として慎重に検討します。検討した結果は、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期などを統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することを重視します。

2. 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ます。

3. 報告

また身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

4. 記録と再検討

身体拘束を行った場合には、ケース記録または記録専用の様式を用いて、その態様及び時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法をケースカンファレンス等において逐次検討します。また、実施した身体拘束の事例や分析結果について、全職員に周知します。なお、身体拘束検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

5. 拘束の解除

本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除し、家族等に報告します。

身体拘束適正化に向けた各職種の責務及び役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、行動障害のある利用者が示すいわゆる「問題行動（課題行動）」の原因は、利用者自身の障害によるものだけでなく、支援者も含めた環境側の問題にもあるという基本的な視点をもつ必要があります。「問題行動」は障害特性と環境要因との相互作用の結果であると捉え、適切なアセスメントを通して利用者の障害特性と個別ニーズを把握し、本人中心の支援を行うことが最も大切な基本方針となります。

この基本方針に基づき、サービス提供に関わる職員全体で普段から以下の点を十分に議論し、共通認識を持ちます。

- ・ 他の利用者への影響を考慮して、安易に身体拘束を実施していないか。
- ・ サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか(身体拘束等を必要と判断しているか。別の対策や手段がないかどうか検討したか。)

指針の閲覧について

当法人の以下の事業所（カリタス翼・子どもの家エラン）の身体拘束等適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表します。

附則

この指針は、令和5年2月1日より施行します。